十二　第二期以後の利子　毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$額面金額 \times \frac{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三　償還期限　平成三十八年十月十五日

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　払込期日　平成二十八年十月十七日

十六　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十七　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十九年十月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十九年十月十五日から平成三十年四月十五日前までの間の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - \left(初期利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100} + 第二期利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100}\right)$$

㈡　平成三十年四月十五日以後の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - \left(買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100} + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100}\right)$$

十八　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十九年十月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十九年四月十五日から平成二十九年十月十五日前までの間の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - \left(初期利子に相当する金額 \times \frac{79.685}{100} + 経過利子に相当する金額\right)$$

㈡　平成二十九年四月十五日前の場合

$$額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 経過利子に相当する金額$$

十九　元利金支払場所　日本銀行

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第８４号

宮城県大崎市鹿島台平渡字銭神106番地５
第３パストラルハイツ103号、従前の住所宮城県大崎市鹿島台木間塚字姥ケ沢76番地３
債務者　齋田　徳行

1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第８４号

石川県加賀市伊切町に31番地、従前の住所石川県加賀市片山津温泉ウの41番地
債務者　山岸　繁樹

1　決定年月日時　平成28年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第８５号

石川県加賀市伊切町に31番地、従前の住所石川県加賀市片山津温泉ウの41番地
債務者　山岸　典子

1　決定年月日時　平成28年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第１５８号

兵庫県伊丹市野間１丁目８番15―303号、前住所兵庫県西宮市津門川町11番７―513号
債務者　石崎　敏則

1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２４１号

兵庫県宝塚市中山五月台４丁目14番６号
債務者　Ｍｉｓｓｉｎｇ　Ｌｉｎｋｓ　Ｒｅｃｏｒｄこと　黒木　睦人

1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第７４号

広島県江田島市能美町中町4876番地１
債務者　名島　宣仁

1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第７６号

広島県呉市吉浦池ノ浦町10番６―701号
債務者　津村　英孝

1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第７９号

広島県呉市広徳丸町16番28―303号
債務者　近藤　太郎

1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
広島地方裁判所呉支部